R8.7.30作成

和光市議会議員の通称名等の使用に関する規程（案）		
R8.5.8提案	確認・調整事項⇒意見集約	**R8.8.25再提案**
和光市議会議員の通称名等の使用に関する規程をここに公布する。 令和　　年　　月　　日 和光市議会議長　小嶋　智子 和光市議会規程第　号 和光市議会議員の通称名等の使用に関する規程 （趣旨） 第１条　この規程は、和光市議会議員（以下「議員」という。）が、議会において使用する氏名（以下「議員氏名」という。）に通称名等を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 （使用できる通称名等） 第２条　議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める通称名等を議員氏名に使用することができる。 ⑴　公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第８９条第５項において準用する同令第８８条第８項の規定による認定を受けた場合　当該認定を受けた通称名 ⑵　婚姻、養子縁組等の事由により戸籍の氏に変更があった場合　変更前の戸籍の氏による氏名 ２　前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる書類等については、通称名等を使用することができない。➡① ⑴　履歴に関する届出書類	（記号） 緑：緑風会 公：公明党 無：無所属の会・維新 新：新しい風・希望 ①➡第１条で議員氏名＝議会において使用する氏名と規定していますが、議会中に通称名等が使えるだけでなく、第２条第２項各号に規定されているもの以外であれば広く使用が可能という認識でよろしいでしょうか。 緑：原案のままでいい 公：「政務活動費に関する書類」も入るか 新：議会における本会議、委員会、議会だよりにおいて通称の使用を想定。個人としての議員活動までは拘束するものではない。法令等で戸籍名と規定されているものについては、戸籍名を使う。 無：本規程は、以下の２通りの通称名のみ許容する趣旨となります。 （1）公職選挙法施行令第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合（当該認定を受けた通称名） （2）婚姻、養子縁組等の事由により戸籍の氏に変更があった場合（変更前の戸籍の氏による氏名） したがって、選挙時に使用した氏名、もしくは旧姓等に限定さ	和光市議会議員の通称名等の使用に関する規程をここに公布する。 令和　　年　　月　　日 和光市議会議長　小嶋　智子 和光市議会規程第　号 和光市議会議員の通称名等の使用に関する規程 （趣旨） 第１条　この規程は、和光市議会議員（以下「議員」という。）が、議会において使用する氏名（以下「議員氏名」という。）に通称名等を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 （使用できる通称名等） 第２条　議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める通称名等を議員氏名に使用することができる。 ⑴　公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第８９条第５項において準用する同令第８８条第８項の規定による認定を受けた場合　当該認定を受けた通称名 ⑵　婚姻、養子縁組等の事由により戸籍の氏に変更があった場合　変更前の戸籍の氏による氏名 ２　前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる書類、法令等に本名を使用する旨の規定があるもの又は通称名等の使用によって実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が認めるものについては、通称名等を使

⑵　辞職願 ⑶　議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類 ⑷　源泉徴収票 ⑸　叙位及び叙勲の申請書類 ⑹　在職証明書等各種証明書類 ⑺　市議会議員共済会に関する各種届出書類 ⑻　前各号に掲げるもののほか、法令等に規定がある場合及び通称名等の使用によって　実務上の混乱が生ずるおそれがある場合と議長が判断するもの➡② （使用の申請） 第３条　議員は、通称名等を使用するときは、和光市議会議員通称名等使用申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、使用する通称名に係る通称認定書の写し（前条第１項第１号の場合に限る。➡③）を添えて、議長（一般選挙後、議長が選出されるまでの間にあっては、へ局長（和光市議会事務局組織規程（昭和４６年議会規程第１号）に規定する局長をいう。））。次条及び第５条において同じ。）に申請しなければならない。➡④ （使用の承認等） 第４条　議長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、通称名等の使用を承認したときは、和光市議会議員通称名等使用承認通知書（様式第２号）により当該申請をした議員に通知するものとする。~~ただし、一般選挙後、議長が選出されるまでの間にあっては、前条第１項に規定する議会事務局長がこれを行うものとする。~~ ２　前項の規定により通称名等の使用の承認を受けた議	れるものと考えます。 回答　**議会における本会議、委員会、議会だよりにおける通称の使用を想定しており、法令等で戸籍名と規定されているものについては、戸籍名を使う。** ②➡この規定は、書類に限らず議長が必要と認める場合は通称名等を使用させないことができるものという認識でよろしいでしょうか。 緑：**原案のままでいい** 新：**公序良俗に反すると思慮される場合、議員本人と判別できない場合には、通称名称等の使用を認めないことを想定。第７条において、議員の責務を規定する。** 無：**ご認識のとおりです。** 回答　**認識のとおり。** ③➡旧姓使用の場合、旧姓であることを証する書類の添付は不要でしょうか。（市職員の場合は、婚姻を機に旧姓使用をする者については、旧姓を知っているので不要としていますが、場合によっては確認できるものを求めることがあります：職員課） 新：**戸籍謄本、抄本、または、その写しにより確認をする。この場合、戸籍謄本、抄本、その写しは、個人情報保護のため厳格に管理または確認後返却することを検討。** 無：**書類の添付は必要であると考えます。** 回答　確認のための添付書類は必要。 ④➡この規定だと議長が辞職した場合、次の議長が決まるまでは申請ができないことになってしまいますが、問題ないでしょうか。 単に「議長が不在のときは」とすれば、不在期間は全て議会事務局長を申請先とすることができます。 【追記】承認行為はあくまでも議長又は副議長となります。選挙で議長及び副議長が欠けたときは、選挙後の議長が承認行為	用することができない。 ⑴　履歴に関する届出書類 ⑵　辞職願 ⑶　議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類 ⑷　源泉徴収票 ⑸　叙位及び叙勲の申請書類 ⑹　在職証明書等各種証明書類 ⑺　市議会議員共済会に関する各種届出書類 （使用の申請） 第３条　議員は、通称名等を使用するときは、和光市議会議員通称名等使用申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、局長（和光市議会事務局組織規程（昭和４６年議会規程第１号）に規定する局長をいう。第５条において同じ。）を経由して、議長に申請しなければならない。 ⑴　前条第１項第１号に係る申請　使用する通称名に係る通称認定書の写し ⑵　前条第１項第２号に係る申請　変更前の戸籍の氏が確認できる書類 （使用の承認等） 第４条　議長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、通称名等の使用を承認したときは、和光市議会議員通称名等使用承認通知書（様式第２号）により当該申請をした議員に通知するものとする。 ２　前項の規定により通称名等の使用の承認を受けた議員は、承認を受けた通称名等に変更が生じない限り、その任期中において継続して当該通称名等を使用する

員は、承認を受けた通称名等に変更が生じない限り、その任期中において継続して当該通称名等を使用することができる。 （使用中止の届出） 第５条　議員は、前条第１項の規定による承認を受けて通称名等を使用している場合において、その使用を中止しようとするときは、和光市議会議員通称名等使用中止届（様式第３号）により議長に届け出なければならない。 （責務） 第６条　議員氏名に通称名等を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理において、誤解及び混乱が生じないよう努めなければならない。 （その他） 第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。 附　則 この規程は、公布の日から施行する。	をすることが想定されます。 また、現状のままですと、議長欠けたとき等には第 4 条の承認及び第 5 条の届出も局長が行えてしまうため、以下のような提出先は局長を経由して議長に提出する形を提案いたします。 新：**議長への提出について、議長が欠けたる場合と議長に事故がある場合について想定して、議会事務局長の役割を規定して対応。「不在」の場合、「自席」にいないということと理解される。（参照：地方自治法第 160 条）** 回答　**提案のとおり「局長を経由して議長に提出する」の規定を関係する条文に入れる。** →④関連 ・及び第５条 使用の中止については、議長のみが申請先ということであれば削除 緑：**原案のままでいい** 無：**使用の中止申請につきましても同様に、「議長が不在のときは議会事務局長」を提出先として定めていただく形式がよいと考えます。** 回答　**「局長を経由して議長に提出する」の規定を関係する条文に入れる。** ・~~ただし、一般選挙後、議長が選出されるまでの間にあっては、前条第１項に規定する議会事務局長がこれを行うものとする。~~ 第３条の規定案を採用する場合、不要。	ことができる。 （使用中止の届出） 第５条　議員は、前条第１項の規定による承認を受けて通称名等を使用している場合において、その使用を中止しようとするときは、局長を経由して、和光市議会議員通称名等使用中止届（様式第３号）により議長に届け出なければならない。 （責務） 第６条　議員氏名に通称名等を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理において、誤解及び混乱が生じないよう努めなければならない。 （その他） 第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。 附　則 この規程は、公布の日から施行する。